

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

千葉県公安委員会委員長 飯 田 浩 子

千葉県公安委員会規則第1号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「第4号」を「第5号」に改め、同項第2号中「第94条第1項」の次に「（法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第3号中「（以下「免許証の再交付申請」という。）」を削り、同項第8号中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「第30条の12第1項」を「第30条の10第1項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第104条の4第5項（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第105条の2第1項」に改め、同項中同号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する免許証の更新」を「の規定による免許証等の更新」に、「免許証の更新申請」を「免許証等の更新申請」に改め、同号ア中「第92条の2第1項の表の備考一の2」を「第95条の6第1項の表の備考一のロ」に改め、同号イ中「第92条の2第1項の表の備考一の3」を「第95条の6第1項の表の備考一のハ」に改め、同項中同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請（以下「特定免許情報の記録申請」という。）

第2条第4項に次の4号を加える。

（10）施行規則第30条の12第2項又は第3項の規定による運転経歴証明書の返納の届出（以下「証明書の返納届出」という。）

（11）法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請（以下「経歴情報の記録申請」という。）

（12）施行規則第30条の15第1項の規定による運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所、氏名又は生年月日の変更の届出（以下「経歴情報に係る住所等の変更届出」という。）

（13）施行規則第30条の16第2項の規定による運転経歴情報の抹消の届出（以下「経歴情報の抹消届出」という。）

第2条第5項中「次の各号」を「同項第2号から第4号まで、第5号（アに係る部分に限る。）及び第6号から第13号まで」に改め、同項ただし書中「第3号」を「同項第5号（アに係る部分に限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第6項中「である」を「又は一般運転者である」に、「免許証の更新申請」を「免許証等の更新申請」に、「当該優良運転者」を「当該申請者等」に改める。

第9条の2第2号中「又は法」を「、法」に改め、「運転免許証の写し」の次に「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写し（同項各号（第5号を除く。）に掲げる事項が記載され、及び同項の写真が表示された券面の写しに限る。）」を加える。

第18条の2第1項第1号中「免許証の更新申請」を「免許証等の更新申請」に改め、同項第2号中「免許証の更新申請（優良運転者に係るものに限る。）」を「免許証等の更新申請」に改め、同条第2項ただし書中「ただし、」の次に「第1号若しくは第2号に該当する場合であつて」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）免許情報記録個人番号カード（法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を有するとき。

第18条の2に次の2項を加える。

3 施行規則第21条の2第1項に規定する特定免許情報記録申請書を運転免許課長等又は署長を経て公安委員会に提出する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定免許情報記録申請書には、申請用写真の添付を要しない。

（1）免許を現に受けている者のうち当該免許について免許証のみを有する者が特定免許情報の記録申請をするとき。

（2）法第103条の2第4項又は第106条の4第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による免許情報記録の抹消を受けた者が当該抹消を受けた後初めて特定免許情報の記録申請をするとき。

4 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものが施行規則第21条の9第1項に規定する運転免許証交付申請書を運転免許課長等を経て公安委員会に提出する場合において、当該運転免許証交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。

第19条の2第1項中「証明書の交付申請」の次に「、経歴情報の記録申請」を加え、「及び」を「、経歴情報に係る住所等の変更届出及び」に、「運転経歴証明書交付・再交付申請書・運転経歴証明書記載事項変更届出書」を「運転経歴証明書交付等・再交付申請書・運転経歴証明書記載事項等変更届出書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 証明書の交付申請又は経歴情報の記録申請をしようとする者が前項に規定する運転経歴証明書交付等申請書を運転免許課長等又は署長を経て公安委員会に提出する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該運転経歴証明書交付等申請書には、申請用写真の添付を要しない。

（1）自ら現に受けている免許に係る免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示して行う免許の取消し申請と同時に経歴情報の記録申請を行うとき。

（2）運転経歴証明書のみを有する者が経歴情報の記録申請をするとき。

第19条の2第3項中「第30条の13第1項第2号」を「第30条の11第1項第2

号」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 証明書の返納届出は、運転経歴証明書返納届（別記第11号様式の4）を公安委員会に提出して行う。

第19条の2に次の1項を加える。

5 運転経歴情報の抹消届出は、運転経歴情報抹消届（別記第11号様式の5）を公安委員会に提出して行う。

別記第10号様式中

免許証交付年月日	年	月	日	を
免許証交付年月日	年	月	日	
免許情報記録の番号	第		号	に改
特定免許情報の記録等年月日	年	月	日	

める。

別記第11号の3を次のように改める。

第 1 1 号様式の 3 (第 1 9 条の 2 第 1 項)

運転経歴証明書交付等・再交付申請書
運転経歴証明書記載事項等変更届出書

1. 新規申請 2. 再交付申請 3. 記載変更

千葉県公安委員会 様

申請日	年 月 日	フリガナ	性 別	電話番号	住所	受付場所
フリガナ						手数料
氏名						
生年月日	年 月 日					
本籍・国籍等 (1C本籍)						

--	--

変更がある場合は、変更箇所記入をしてください。

変更部分のみ記入	フリガナ														
	新氏名														
	新住所														
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの		運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード													
個人番号カードの効力		有効 ・ 無効													
確認書類	・住民票（本籍あり・なし） ・個人番号カード ・表示変更証明書（本・住） ・在留カード ・保険証（資格確認書） ・その他（ ）						変更内容	1 住所	2 氏名	3 氏・住	8 呼び名				
再交付申請理由	1 亡失	2 盗難	3 焼失	4 滅失	5 汚損	6 破損	7 記載・条件変更	8 写真変更	9 その他						
交付年月日 照会番号	年 月 日 - 1 2 3														
照会結果	照会日時	年 月 日													
	県外照会先：						県内取消		県外取消		県内失効		県外失効		
運転経歴証明書の番号										年	月	日	公安委員会 交付		
運転経歴情報記録の番号										年	月	日	公安委員会 記録		
免許証の番号										年	月	日	公安委員会 交付		
免許情報記録の番号										年	月	日	公安委員会 記録		
初照交付日 交付番号	年 月 日 - 1 2 3														
取消日	年 月 日						取消番号								
免許種別	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引二

別記第 1 1 号様式の 3 の次に次の 2 様式を加える。

第 1 1 号様式の 4 （第 1 9 条の 2 第 4 項）

受付場所

運転経歴証明書返納届

年 月 日

千葉県公安委員会 様

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

運 転 経 歴 証 明 書 の 写 し	
--	--

第 1 1 号様式の 5 （第 1 9 条の 2 第 5 項）

受付場所

運転経歴情報抹消届

年 月 日

千葉県公安委員会 様

フリガナ	
氏名	
生年月日	

現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 情 報																		
	運転経歴情報の番号			第 号 年 月 日 公安委員会記録														
	免 許 年 月 日 ・ 種 類	第一種 免 許	二・小・原	年 月 日														
		免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二
		第一種 免 許	その他	年 月 日														
		第二種免許		年 月 日														

別記第 1 2 号様式中

「

手 数 料	①	③	⑤
	②	④	⑥

」

を

「

※手数料	
------	--

」

に改

める。
別記第 1 3 号様式を次のように改める。

第 1 3 号様式（第 2 0 条第 1 項）

初心運転者講習受講申請書

年 月 日

様

申請者

住 所

氏 名

生年月日

受けようとする講習の種類						
初心運転者講習通知年月日		年 月 日				
初心運転者講習通知受領年月日		年 月 日				
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会	公安委員会				
	交付年月日	年 月 日				
	免許証番号					
	記録等公安委員会	公安委員会				
	記録等日	年 月 日				
	免許情報記録の番号					
	免許種別及び免許取得年月日	準中型	普通	大型二輪	普通二輪	原付
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
免許の条件						

受講済証明書発行番号 第 号

別記第 1 4 号様式中

「千葉県公安委員会 殿」を「千葉県公安委員会 様」に、

免許交付年月日	. .		都道府県公安委員会交付														
免 許 の 種 類	第一種										第二種				仮	免許証番号	
	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん		
	型	型	型	通	特	自	自	特	付	引	型	型	通	特	引		

を

免 許 証 番 号	第 号	年 月 日		公安委員会交付
		有効年月日	年 月 日	
免許情報記録の番号	第 号	年 月 日		公安委員会記録等
		有効年月日	年 月 日	
免 許 の 種 類				

に、

「講習手数料」を「講習手数料」に改める。
証紙貼付 確認欄

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。